

ハラスメント防止基本方針

職場におけるハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、職場全体の秩序を乱すばかりでなく、会社の健全性や適正な経営に重大な影響を与えかねない問題です。

当社はハラスメント行為を断じて許さず、全ての従業員が互いに尊重し合えるよう、次のとおり取り組みます。

1. 当社は下記のハラスメント行為を容認しません。
 - (1) パワーハラスメント
 - (2) セクシャルハラスメント
 - (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
 - (4) その他、「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や職場環境に悪影響を及ぼすハラスメント行為
2. この方針は、正社員・嘱託社員・パート契約社員等のみならず顧客、取引先、当社に関係するすべての方を対象とします。
3. ハラスメント防止のため、基本方針を周知し、従業員一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行います。
4. ハラスメントに関する相談窓口を管理部監査室に設置します。
5. 苦情・相談に関与したものに対し、以下の対応を徹底します。
 - (1) プライバシーや人権や尊重
 - (2) 問題処理に必要な場合を除き、知り得た相談内容等の秘密の保持
 - (3) 事実確認への協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いの禁止
6. ハラスメントに関する言動を行った者には就業規則に基づき厳正に対処します。また職場環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに再発防止に努めます

制定日:令和 4 年 4 月 1 日

フジオックス株式会社